産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会 (第28回)

議事録

日時:令和3年7月1日(木曜日)15時00分~17時00分

場所:Web会議

議題

1. 大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査の結果について

2. 中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に

関する調査の開始について

3. 補助金相殺関税措置の活用に向けた検討状況について

議事内容

○川瀬小委員長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。ただいまより第28回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催

させていただきます。

本日は、臨時委員12人のうち11人が御出席いただいておりまして、定足数を満たしてお

りますということを最初に御報告申し上げたいと存じます。

それでは、事務局を代表いたしまして、飯田貿易経済協力局長から一言御挨拶をお願い

いたします。飯田局長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○飯田貿易経済協力局長 川瀬委員長、ありがとうございます。貿易経済協力局長の飯

田でございます。本日はお忙しい中、川瀬委員長をはじめとして、委員の皆様方には御出

席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から経済産業行政に御協力、御

指導を賜っておりまして厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきますアンチダンピング措置や補助金相殺関税措置は、不当な安値

輸出、それから他国の補助金による損害を是正するためのWTOルール上、認められた措

置でございます。企業が国境を越えてビジネスを行う上で非常に重要な基盤となる公正な

貿易環境を整備するために必要な措置でございます。

外国に目を向けますと、米国ではバイデン政権が、他国の不公正な貿易慣行に対して、

貿易救済措置を積極的に活用していくという姿勢を示しております。EUについても新し

- 1 -

い貿易政策の中で、貿易救済措置を引き続き活用していくことや、新しい類型の補助金への相殺関税措置の活用といったことも掲げていることは皆様、御案内のとおりでございます。

また、全世界では、このパンデミックの後の世界経済の回復局面において、こうした調査開始件数が大きく増加しているところでございまして、2008年、金融危機の際に私どもが経験したように、今後さらに貿易救済措置が活発に発動されるということが見込まれていると考えております。

こうした中で、各国が活発に措置を活用した結果として、行き場を失った不当廉売品が 日本市場、日本のマーケットに流入してくることが容易に想定されるわけでございまして、 そのような場合に日本企業としても、この貿易救済措置を積極的に活用していただくこと が不可欠ではないかと考えております。

最近の活用状況を見ておりますと、アンチダンピングにつきましては、私自身も貿易管理部長として委員の皆様にお世話になったわけでございますけれども、本日も新たに1件の調査結果、それから1件の新規調査開始について御説明をさせていただくことになっておりますように、アンチダンピングについては、徐々に、普通に発動されるというような状況になってきていると思います。

一方で、議題3で御議論いただきます補助金相殺関税措置につきましては、2006年に韓国産DRAMに対して発動して以降、10年以上、発動がないという状況でございまして、そうした発動がないことの背景、あるいは理由として何があるのだろうかと。この補助金相殺関税措置というのが日本の企業にとって、現実的に発動可能なオプションになっているのかいないのかということについて、しっかりと検証をする必要があるのではないかと考えております。

そういうことをしませんと、不公正な貿易取引の防止、あるいは阻止を通じて、まさに自由で公正な貿易のためにアメリカ、あるいはEUと連携していくという我が国の基本方針、政策面でのアメリカ、EUとの連携ができないのはもちろんのこと、先ほど申し上げたとおり、行き場を失った製品が日本のマーケットに入ってきて損害を受けてしまうということも想定されるわけでございます。

そういう観点から、このたび川瀬小委員長と御相談させていただきまして、既に国内外 の有識者、産業界からの御意見を伺ってきたところでございまして、今日は事務局からそ うした状況を報告させていただいた上で、この補助金相殺関税措置について、委員の皆様 から闊達な意見交換をいただければと思っております。忌憚のない御意見を頂戴したいと 思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川瀬小委員長 飯田局長、どうもありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。最初に韓国産の炭酸カリウムに対する不 当廉売関税の課税に関する調査結果、その次が中国産及び韓国産の溶融亜鉛めっき鉄線に 対する不当廉売関税の課税に関する調査開始について、そして先ほど飯田局長からも御説 明がありましたとおりですが、相殺関税措置の活用に向けた検討状況についての3点を今 日は議題として取り上げさせていただきたいと考えております。

本日の議事録は、後日公開することとしておりますので、併せてよろしくご承知おきい ただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず最近の貿易救済措置の執行状況に関する議題として、議題1番目と2番目をまとめて取り扱いたいと思います。事務局から御説明をいただきますが、20分程度を予定しております。それでは、三輪田室長、よろしくお願いいたします。

○三輪田特殊関税等調査室長 川瀬先生、ありがとうございます。それでは、私から議題1と2に関しまして、まとめて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、議題1と2ですけれども、関連資料は3つ、資料1-1、資料1-2、資料2という形でお送りさせていただいていると思います。本日は、資料1-2に関しましては、調査の結果の報告書本体になりますので、資料1-1と資料2に沿って御説明させていただきたいと思います。

まず、資料1-1、大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税というタイトルの資料を開いていただければと思います。

こちらは昨年の6月から調査を実施しているものでございます。大韓民国産の炭酸カリウムに関して、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実ということで、調査を実施しておりました。

今年の3月に30.8%の暫定課税をかけております。こちらは6月24日に同率の確定関税の賦課を開始したということで御報告をさせていただくものでございます。

まず、炭酸カリウムの概要につきまして。炭酸カリウムは、液晶パネル用のガラス基板など、ガラス類の製造原料として多く使われているものでございます。

そのほか中華麺に添加するかんすいの原料だったり、自動車用のブレーキパッドの原料

だったり、非常に幅広い用途で使用されております無機化学薬品ということでございます。 炭酸カリウム産業の現状に関しまして、生産国は中国、韓国、米国といった国々であり、 韓国が世界最大の輸出国になっております。

日本における韓国産炭酸カリウムの輸入量に関しまして、調査対象期間となる平成29年から令和元年の間、5,000トン弱から5,293トンに増加しており、国内需要量に占める市場占拠率は20%ほど増加しているという状況でございます。

こうした中で、国産品の国内販売量、それから市場占拠率といったものが、調査対象期間を通じて減少傾向にございました。

先ほど申し上げたとおり、炭酸カリウムは非常に幅広い用途に必要な基礎的な化学品でございますので、川下の産業を含めたサプライチェーン全体にも大きな悪影響を及ぼすおそれがあるということでして、こうした中、確定措置の発動による保護の必要性について調査をしてまいりました。

令和2年6月29日に調査を開始いたしまして、今年の3月に暫定措置が発動して、今年の6月24日に確定措置の発動ということで、約1年間、調査期間がございましたけれども、その間に利害関係者による意見の表明等を数回繰り返しております。

証拠の提出状況に関しまして、利害関係者等、海外供給者、輸入者、本邦生産者、産業上の使用者から質問状の回答を得ております。このうち海外供給者はUNIDという韓国の会社ですけれども、質問状の回答と証拠の提出がございました。

こちらの提出を受けた回答、証拠に基づきまして、調査の分析をいたしました。不当廉売された貨物の輸入の事実というところをご覧いただきますとおり、供給者、UNIDから提出された証拠に基づきまして結果を算出しております。その結果、正常価格と本邦への輸出価格を比較したところ、輸出価格が正常価格よりも低かったということが確認されておりますので、不当廉売された貨物の輸入事実があったということで、不当廉売差額率は33.29%ということで算出しております。

次に、実質的な損害の事実ということでまとめております。こちらも表形式で整理されておりますとおり、それぞれ確認をしております。

まず、不当廉売された貨物の輸入に関しまして、韓国産品が調査対象期間において本邦における市場占拠率を拡大しており、また、国産品を常に下回る価格で輸入されて販売されております。これらの本邦産業への影響に関しまして、廉価な製品が入ってきたことにより、販売価格の引上げ抑制といったことを余儀なくされた結果、営業利益が減少してい

ることが確認されております。

一方、韓国以外の国からの貨物による国産品の価格の影響は特段認められておりません。 したがって、韓国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた ということです。

調査の結果に関しましては、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な 損害が認められたということで結論づけております。

次に、利害関係者からの主な意見ということで幾つかピックアップしております。

例えば1つ目ですと、Super Fine Powderといって非常に細かい粉の製品を調査対象貨物から外すべきであるといったような意見があったのですけれども、こちらには特段、それを外すべきという証拠が提出されておりませんので、調査当局としてはそのまま調査対象貨物に該当するということで調査を実施しております。

最後に、不当廉売関税の課税に関しましては、これらの調査の結果、不当廉売された貨物の輸入の事実があるということ、当該輸入が本邦産業に与える実質的な損害もあるということ、さらに産業の保護の必要性を否定するような特別の事情はないということで、結論といたしまして、不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課す必要が認められるということで、暫定課税と同率の確定関税を課すということで結論を出してございます。

以上、炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税について御説明申し上げました。

次に、議題2は調査の開始についてのご説明になります。お手元に、資料2の、「中華 人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調 査の開始について」をお願いいたします。

まず、今年の3月31日に日亜鋼業ほか国内生産者3社、計4社が、中華人民共和国と大韓民国産の溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税の課税を求める申請書を提出いたしました。

こちらはフェンスなどの金網や有刺鉄線、結束資材等に使用されるものでございます。 調査対象国からの輸入の状況といったところを資料において御紹介しておりますけれど も、一貫して中国産、韓国産は伸びているという状況でございます。

次に、申請書の概要ということでまとめております。まず、申請者の生産高の合計が国内総生産高50%を超えていること。それから、不当廉売された貨物の輸入の事実があるということ。こちらは本邦への輸出の価格と中国、韓国の正常価格を比較いたしますと、中

国品については25から35%程度、韓国品については20から30%程度、不当廉売差額率があるということが記載されております。

3つ目、本邦の産業に与える実質的な損害の事実というところですけれども、こちらも2016から2019年度にかけて中国品が74.4%、韓国品が26.4%増加している状況でございます。

こうした中で、国内企業は営業利益がなかなか出にくいという状況にあるということで、 こちらの内容を確認いたしまして、WTO協定、関税定率法等で定める調査開始要件を満 たしているということが確認されましたので、今年6月14日調査を開始いたしました。

最後に、今後の調査手続の流れということですが、利害関係者等から証拠の提出の機会を設けるとともに、現地調査を実施いたしまして、さらなる証拠の収集、確認を行いまして、原則として1年以内に調査を終了する予定です。

以上、調査案件2件に関する、御報告になります。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。それでは、今の2件につきまして質疑に移りたいと思います。皆様、カメラをオンにしてご対応いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの説明につきまして、御質問、あるいは御意見、コメント等、御発言のある委員はTeamsの挙手機能を使っていただくか、マイクをオンにしていただいて、カメラに向かって適宜、手を振るなど物物理的にアピールをしていただくよう、お願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。御意見、御質問ある方いらっしゃいましたら御発言ください。

では、鍵山委員、どうぞ。

○鍵山委員 1件目のアンチダンピングのケースについてコメントなのですが、今回のアンチダンピングの件は、カリ電解工業会さんが手がけた2件目というように了解しております。数年前に業界団体からのアンチダンピングの共同申請が非常にやりやすくなったと了解しておりまして、我々を含めた業界団体としても、できることなら使っていきたいということは感じているところでありました。

ただ、我々の通商関連の会議運営を考えても、アンチダンピングの申請に持っていくというのはハードルが結構高いと認識しております。我々の業界でも10年以上前の昔と違って、今では独禁法等が言われる中で、最初に会議の場で安値の輸入があるということを持ち出したり、問題視したりするのは結構大変ではないか、ということがあります。あるい

は、今回、カリ電解工業会さんは生産者のみの団体ということで、方針決定などはやりやすいのではないかと思いつつも、複数の企業があった場合には安値の輸入の影響は企業ごとに大分異なっていたり、ユーザーとの関係が近いところは、問題視していても前向きでない姿勢を示すといったことがあったりします。したがって、どのような形でアンチダンピングの準備を進めていったか等の、プロセスに関する話は、業界団体が今後申請を検討するに当たっては大変参考になる点が多いのではないかと考えております。なかなか言いづらいところもあるかもしれませんが、この辺のノウハウは結構大事ではないかと思っておりますので、ぜひ経産省の方には、もし可能なことがあれば、共有されるようなところがあると参考になるかと思って、コメントさせていただいた次第であります。

- ○川瀬小委員長 鍵山委員、どうもありがとうございました。今のご発言はコメントということで、事務局に御認識おきいただければ結構ということでございますね。
- ○鍵山委員 はい。
- ○川瀬小委員長 ありがとうございます。ちなみに、御存じだと思いますけれども、去年、アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケースを策定するということで、私が座長を務めさせていただいて独禁法との関係を少し整理させていただいたのですが、ああいうものも多少はお役に立っていますでしょうか。鍵山さん、いかがでしょう。
 ○鍵山委員 非常に読ませていただいていまして、昔みたいに先が見えない作業ということではなくて、大分クリアになったのではないかと思いつつ、やはり、会議の場で誰が最初に問題視するかという辺りがまだ皆さん、少し独禁法を分かりつつも、実際にはなかなか難しい、というところはあるので、そこは非常に勉強させていただいている最中です。
 ○川瀬小委員長 もしモデルケースで不足の点等ございましたら、またいろいろなルートで業界の声を当局のほうにもお寄せいただきたいと思います。また、そういう声を踏まえたものを適宜改定していくというのも必要なことかなと私も思っておりますので、ぜひ
- ○鍵山委員 どうもありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

○川瀬小委員長 では、ほかの委員の方、今の2件につきましてコメント、御質問ございましたら、どうぞ挙手ないしはカメラに向かってアピールをお願いいたします。

では、河辺さん、よろしくお願いいたします。その後、引き続き宮崎さん、よろしくお願いいたします。

○河辺委員 日化協の河辺でございます。

行政の方には迅速に調査を開始いただいて、3月に損害拡大防止のために暫定措置の発動、4月の重要事実の開示、利害関係者による意見や反論など、注意を払って御検討いただいたこと、とても良く理解できました。

コメントとなってしまうのですけれども、経産省さんが提供してくださっているモニタ リングシステムを使って当該品目の月次動向を確認いたしますと、暫定措置発動の今年の 3月のみ、韓国からの輸入数量が大幅に伸びておりまして、その要因は明確には分からな いのですけれども、今後の様子も注視しなければならないのと感じているところでござい ます。

以上でございます。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。これはコメントということで、このままでお 伺いすればよろしいかと存じます。

それでは、宮崎委員、引き続きお願いいたします。

〇宮崎委員 宮崎でございます。川瀬先生、どうもありがとうございます。それから、 三輪田室長には議題1、2につき御説明いただきどうもありがとうございます。いずれも 質問ではなくコメントをさせていただきたいと思っています。

まず、議題1につきまして、昨年9月の小委員会におきまして、本件の調査開始の御説明に対しても同じ問題意識からの発言をさせていただきましたが、本件は韓国のみを対象として実施されて、調査の中で韓国以外の国からの貨物による国産品への影響が認められなかったという結果になりました。調査対象期間はそうであったかもしれませんが、昨年6月の調査開始、あるいは本年3月の暫定措置発動、それから今回の確定措置発動を契機に、場合によっては韓国以外の国からの輸入が増加する可能性があると思われことからで、本措置の実効性を高める観点からも、日本政府、申請者の方々の双方において、日本への輸入動向を引き続き継続フォローいただく必要があるのではないかと思います。

また、議題2につきまして、私事ながら、昨年12月まで日本製鉄にて通商問題を担当していたことから、本件については非常に高い関心を持っておりました。日本政府が本件の調査を開始くださったことに対して厚く御礼を申し上げます。

本件は、申請者が日本製鉄グループの会社であり、対象貨物が日本製鉄にて生産している線材又はワイヤーロッドという品目の川下製品であることから、日本の鉄鋼業に大きな影響を及ぼす調査と認識しています。日本政府に公正かつ迅速な調査をお願いしたいと存じます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○川瀬小委員長 宮崎委員、どうもありがとうございました。今の点、全てコメントということで、取りあえず事務局には御認識おきいただければいいということだと思いますけれども、もし三輪田室長からこれまでのコメントについて何かございましたら。

○三輪田特殊関税等調査室長 今いただきましたコメントの中で、大変貴重な御示唆があったかと思います。今後、業界の皆様と、調査を開始した案件につきましてもしっかりモニタリングをしつつ、情報共有しながら実施をしていけたらと思います。

あと、独禁法の関係ですが、昨年度実施したモデルケースがございますので、こういったものを業界の皆様にも、よりしっかり御理解いただけるように、必要であればぜひ御説明させていただければと思いますので、お声がけいただければ幸いでございます。

以上です。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。議題1と2については事務局のほうでも、これでよろしいとのことで一、予定の時刻より大分早く、スムーズに進んでおります。ありがとうございます。

それでは、議題3に移らせていただきます。相殺関税措置の活用に向けた検討状況についてということで、この後、事務局から御説明をいただきますが、先ほど冒頭、飯田局長から御紹介いただいたとおり、他国ではCVD措置を含めて貿易救済措置の発動が非常に活発化しております。日本も不当廉売関税のほうは比較的コンスタントに調査開始と発動がなされるようになって参りましたが、他方相殺関税措置につきましては、昔の韓国産DRAM事件以来、10年以上も、調査、発動がされていないという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、相殺関税措置の活用の可能性、あるいは調査技術のアップデートの必要性について議論が必要なのではないかと考えまして、事務局と私とで国内外の有識者、あるいは産業界へヒアリングを現在進めているところでございます。本日はその状況について、まず事務局から御報告をさせていただいた上で、ぜひ委員の皆様の御意見を承りたいと考えております。

これから20分ほど、三輪田室長から御説明をいただきますので、カメラは切っていただいて、御説明をまず聞いていただきたいと思います。では、三輪田室長、どうぞよろしくお願いいたします。

○三輪田特殊関税等調査室長 ありがとうございます。それでは、資料3に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

今まさに川瀬委員長から御紹介いただきましたとおりの現状なのですけれども、まず、 我が国における貿易救済措置の活用の状況ということで、改めてこれまでの状況をまとめ ております。

近年、我が国でもAD措置の発動に関しましては活発化している状況ということで、特に2015年以降、毎年1件、2件という形で発動しているところでございます。先ほども少しありましたけれども、中小企業や業界団体による申請事例も出てきている状況でございます。

一方で、CVD措置については、2006年に韓国産のDRAMに対して発動した1件のみ という状況でございます。

ここで一度、改めまして通商政策全体において、貿易救済措置がどのように位置づけられているのかということを少し整理させていただきました。5月24日に開催されました産業構造審議会の通商・貿易分科会、こちらの小委員会の上位委員会になりますけれども、そちらで経済産業省から提出させていただいた資料の中から抜粋いたしまして御説明をさせていただきます。

まず、通商政策全体で解決すべき課題と位置づけている点を3つほどまとめております。 1つ目は、例えばワクチンの輸出制限、国内産業保護のための関税の引上げといった自 国優先、それから保護主義的な貿易制限措置が散見され、そういった措置が常態化してい くおそれがあるということが1つ、課題として挙げられております。

2つ目は、貿易救済措置とも深く関係してくるものでございますけれども、例えば産業補助金や国有企業問題、外国企業による不当廉売、さらに実効性のある気候変動対策の懈怠といったような外国政府や企業による市場歪曲的措置が行われていることによって、公平な競争条件が毀損されているということが課題として挙げられております。

3つ目は、デジタル化に対応した国際的なルールの未整備といったものが挙げられるのですけれども、こうした課題に対する対応策として4つほど整理をしております。

1つ目が、貿易救済措置が深く関わっているところで、WTOのマルチでのルールづくりや活用といった対応です。2つ目が、EPAでの二国間、地域でのルールづくり、活用。3つ目が、OECDやAPECなどのフォーラムでの規範づくりといったこととともに、4つ目として、官民での戦略的な連携が対応策として挙げられております。

このうち貿易救済措置に関係するWTOについてということで、この後、詳しく御説明

をさせていただいております。

まず、WTOは設立から四半世紀経過しておりますけれども、昨今の現状の貿易を取り 巻く問題になかなか対応ができていないといった課題がございます。

そもそもWTOに期待される本来の機能として、貿易自由化、貿易ルールの改善といった交渉機能。それから、貿易紛争を解決するための紛争解決機能。更に、多国間の監視による保護主義的な措置の抑止といった監視、透明性の機能が求められているところでございます。

次に、主要な現在の通商政策における論点に関しまして、例えば電子商取引交渉、貿易 と保健、貿易と環境といった分野で有志国によるルール形成といったものが進められてお ります。

次に、今回の貿易救済措置と関わるところとしては、市場歪曲的な措置に対しても有志 国によるルールの形成といった取組が進められております。

例えば、産業補助金の規律強化だとか、強制技術移転の防止といった公平な競争条件の 確保について、これまでに日米欧の三極の貿易大臣会合等においても議論されてきたとこ ろでございます。

こうしたルールを有志国でつくっていくことと併せて、既存のWTOで認められたルールとして使える補助金相殺関税(CVD)措置や不当廉売(AD)措置といった貿易救済措置についても、米国、EUとしっかり連携をしながら効果的に活用することにより、市場歪曲的な措置に対抗していくことが重要と位置づけております。

実際、貿易救済措置に関する世界の動向ということで少し御紹介させていただいておりますけれども、例えば米国に関しましては、中国の不公正な貿易慣行に対して貿易救済措置を積極的に活用していく姿勢を示しております。

EUに関しましても、同様に貿易救済措置を引き続き活用するということと併せて、投資に対する補助金等の新しい形の補助金についても相殺関税措置の対象としていく姿勢を表明しております。実際に、中国が一帯一路の一環で行っているような越境投資についてもCVD措置を発動するといった形で、非常に変化しているグローバルサプライチェーンに対応して効果的に措置を活用している状況でございます。

全世界を見ても、世界経済の回復局面において、調査件数が大きく増加しているという 状況でございます。こうした中、CVD措置に特化して世界における活用状況をまとめて おります。 まず、CVD措置の概要に関して改めて御説明をさせていただきます。

CVD措置とは、他国政府の補助金を受けた輸入品が、輸入国の産業に損害を与えている場合に、輸入国の政府が国内産業を保護するために、当該輸入品に対して補助金を相殺する関税、Countervailing Duty、CVDを課すことができる、ということとされております。

補助金に関しましては、SCM協定(補助金及び相殺措置に関する協定、Agreement on Subsidies and Countervailing Measures)の中で定められておりまして、まず加盟国の政府、または公的機関が資金面で貢献していること、それから、補助金によって利益がもたらされていること、更に、特定性があることが要件とされております。

相殺可能な補助金に関しましては、まずレッド補助金、こちらは禁止された補助金とい うことで、例えば輸出補助金やローカル・コンテント補助金といったものが該当します。

加えて、イエロー補助金については、ほかの加盟国の利益に悪影響を及ぼす補助金ということで、相殺可能な補助金と定められております。

補助金相殺関税の賦課が認められる要件に関しましては、調査を行いまして、補助金が存在していること、国内産業に実質的な損害があること、両者の間に因果関係があることが必要とされ、これらを満たしている場合、賦課が可能と定められております。

実際、SCM協定上の調査に係る規定の多くは、AD協定上に規定されているものと同じという状況でございます。

次に、世界におけるCVD措置の発動状況でございますが、全世界では、1995年から20 20年の間に、CVDは累計で344件発動されております。国別の発動件数は、米国が173件 と圧倒的に多い状況です。10件以上発動している国は、EU、カナダ、オーストラリア、メキシコ、インド、ブラジル、中国になります。一方、被発動国を見ていただくと、中国、インドが多くなっております。

次に、対象産品に関しましては、ADと同じように、やはり鉄鋼や金属といった製品が多く、50%を占めている状況です。続いて、化学工業製品、プラスチック・ゴム、機械・電機製品が続いております。

次に、具体的なCVD措置の発動事例として、米国とEUによる、中国産の鉄鋼に対するCVD措置の発動事例をまとめております。

こちらを見ていただくと、米国の賦課税率が非常に高くなっており、158.8%から336.5 5%まで、非常に高い数字が並んでいるのに対して、EUは13.7%から、高くても44.7% というようにかなり幅がある状況でございます。いずれもADと併用しているというのが 特徴になっております。

では、実際にどういった補助金を相殺可能としているのかについて、米国のステンレス 鋼、鋼板類の事例をまとめております。具体的に相殺可能とされた補助金として分かりや すいのは、低価格での土地や電力、原材料の提供ですけれども、それ以外にも、例えば低 利融資や輸出信用の付与なども相殺可能な補助金として、米国の例では認められている状 況でございます。

次に、我が国におけるCVD措置の活用に向けた取組ということで、今後の方向性についてまとめております。

こちらは先ほど川瀬委員長からもご説明がございましたように、委員長と御相談させて いただきまして、ヒアリングを実施した結果をまとめております。

最近のグローバルサプライチェーンの進展に伴い貿易構造が複雑化する中で、産業補助金などの市場歪曲的な措置に対抗するためにCVD措置の活用を検討するといった問題意識の下で、今年の2月から有識者へのヒアリング及び最近のCVDに関する文献調査なども実施いたしまして、課題を整理しております。

今回、整理いたしました課題に対して、委員の皆様に今後の方向性に向けた課題を御議 論いただきたいということで提示をさせていただいております。

ヒアリングの概要に関しましては、まず通商法の国内学識経験者、実務家の先生方ということで、高崎経済大学の梅島先生、西村あさひ法律事務所の藤井先生、森・濱田松本法律事務所の宮岡先生に、CVD措置をめぐるWTO上級委員会やパネル判決などの概観、補助金のモニタリング手法、CVD措置の活用に向けた実務上の課題といったことについてヒアリングを実施してまいりました。

また、産業界の方々にもお話を伺っております。具体的には、鉄鋼業界、化学業界の皆様に、産業界におけるCVD措置をめぐる情勢、貿易救済措置の活用に向けた取組についてヒアリングを実施してまいりました。

更に、米国、EUにおいてCVD申請の代理人経験のある実務家、弁護士の先生方にも、 米国、EUにおけるCVD措置の発動事例、申請実務について種々のヒアリングを実施い たしました。

これらのヒアリングを通じて明らかになった課題をまとめております。

まず、課題①-1として、補助金は相手国の制度に関することであるため、そもそも補

助金に関する情報の入手が困難であることが、大きな課題の1つとして挙げられております。

ご覧いただきますとおり、ヒアリングで実際に皆様からいただいた御意見をまとめております。例えば、補助金自体、隠れていることが多いということ、低利融資や利益性の低い事業への投資といった形態で、その条件がなかなかオープンになっていないということ、特に新興国に関しては透明性の問題が非常に大きいことなどにより、そもそも補助金に関する情報の入手が難しいということ、さらに、このように情報収集が困難な補助金による国内産業への損害を分析するということが非常に難しいといった御意見がございました。

次に、課題①—2として、そもそも補助金の情報の入手が難しい中で、どれぐらいの証拠が求められるのか、申請に当たって、どれぐらい確実な証拠が必要になるのか、といったことがなかなか見通せず、申請コストと課税の効果のバランスが取りにくいといった御意見もございました。こうした中、調査当局としっかり連携しながら、検討の早い段階で見通しを立てられるかどうかが非常に大きな課題になってくる、といった御指摘がございました。

このように、関税率と課税効果が見通しにくい中で、そもそもなぜCVD措置を活用するのかといったことも整理が必要であろうと考えられます。

この点に関しては、ヒアリングにおける他国の有識者からのご意見として御紹介しておりますが、補助金が存在しているということ自体が、ADを発動するための政策的根拠を強調することにつながるといった点がメリットとして挙げられております。さらに、CV Dの調査を通じて調査対象国の情報を得ることができるといったこともCVD措置を活用する意義としてご指摘がございました。

次に、課題②に関しましては、産業界がCVD措置を積極的に活用しない背景として、相手国から報復的なADやCVD措置を講じられるリスクがある、ということが挙げられております。

このあたりに関しては、ヒアリングにおいて、確かに相手国が報復を持ち出すケースは あるというお話がありました。報復について持ち出すのは相手国の企業がほとんどではあ るものの、仮に国レベルでの管理や介入といった形で報復がある場合には、やはり各国と 協力をしていくことが重要であろうという御意見がございました。

最後の課題③に関しましては、CVD措置の認知度不足が挙げられております。各企業

が実際、CVD措置をはじめとする貿易救済措置を活用しようという形で、戦略的なツールとしてなかなか意識できていないといった御指摘がありました。そうしたマインド不足という面と、個別のCVD措置にしろ、AD措置にしろ、情報収集や手続面がなかなか難しいというような問題点が挙げられております。

こうした点につきましては、「ヒアリングにおける意見」にございますように、各事業 としてどう使われていくのか把握することがなかなか難しく、当局としてしっかり情報提 供、情報共有していくことが非常に重要である点を挙げております。

次に、今後の進め方について御説明させていただきます。

本日、課題と方向性について委員の皆様に御議論をいただきまして、今月中には本日の 議論を踏まえて、一度、事務局のほうで方向性について整理をさせていただきたいと思っ ております。

8月中旬ぐらいまでには、再度、委員の皆様に御提示させていただき、8月下旬に次回の特殊貿易措置小委員会を開催させていただきたいと思います。そちらで取りまとめの案として改めて御議論いただき、9月上旬ぐらいには皆様に最終的に御確認をいただいた上で、公表という形で進めていきたいと考えております。

御説明は以上になります。川瀬先生、お願いします。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。

今、事務局から御説明があったとおりでございますけれども、現状、WTOの補助金協定、補助金に対する対応の在り方としては、WTO提訴するか、あるいは自発的に輸入国のほうが相殺関税を打つかという2パターンがあるわけですが、WTO提訴のほうは、補助金協定の特に5条、6条を使った提訴というのは非常に難しく、案件としてもエアバス、ボーイングをはじめ、非常に限られた案件しかございません。事実の立証も大変難しくなっております。また、現状、上級委員会が止まっておりますので、せっかく紛争解決手続に持っていきましても、どうにも動かない状況でございます。したがいまして、輸入国の立場からすると、もう一つのオプション、つまり相殺関税を使った自分たちの国内市場の保護を積極的にやっていかざるを得ない訳でございます。

また、逆説的でございますけれども、上級委員会が動かないということは、私どもがCVDを打っても輸出国のほうがWTOに持っていくことができない、持っていっても救済を得られないということになります。そういう意味では、まあ、これは警察官、裁判官がいないうちにやりたいようにやってしまえ、ということを申し上げているわけではないの

ですが、私ども輸入国の立場としてはCVDを打ちやすい環境にある、ということも他方で事実ではございます。

これは10年前のDRAMの事件もそうでございますが、私どもがCVDを打ちますと、 相手国はそれに反応してWTOに持っていく、というリスクを、今回は非常に低く見積も ることができますので、積極的にCVDを使う環境にあるということでございます。

もちろん、例えばグローバルサプライチェーンによります生産体制の多国籍化に伴って、 先ほどお話しが出てまいりましたが、投資補助金の話でありますとか、中国を中心に国家 資本主義が台頭してまいりまして、国有企業の扱いをどうするか、といった論点や、ある いは、エマージングテクノロジーのR&D支援の問題、それこそ中国の製造2025のような 議論もございます。こういうものに対応するには現行の規定は甚だ不十分でございますの で、当然、WTOで新しいルールをつくることが必要な部分もあるわけですが、素材産業 を含めて、伝統的な部分につきましては、引き続きCVDによる対応は非常に有効で、か つ日本としては現実的なオプションだと私個人は考えております。

そういう問題意識からこういうヒアリングを進めているわけでございますが、今日はお 1人ずつ順番に、皆様から御意見を伺おうと思っておりますので、よろしくお願いいたし ます。

五十音順に安藤委員から順番にお話をお伺いするということで、十分に時間は取っておりますので、各委員から二、三分ぐらいでお話をいただきたいと思います。それでは、安藤 委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤委員 ありがとうございます。この委員会で最初にこれを言うのははばかられるところもあるのですが、私個人としては国際貿易論が専門ですので、まず大前提としては、CVD措置というのは他国政府の補助金を受けた輸入品が輸入国産業に重大な損害を与える場合に課されるべき措置であって、単にアメリカやEUにおいて措置の利用が増えているから、あるいは日本がしばらく使っていないからといった理由だけで活用すべきものではないと認識しています。

ただし、そうはいっても企業活動やグローバルサプライチェーンの体制なども急速に変わってきていますし、本当に必要な状況、CVDの活用が妥当だと判断されるケースには公正公平な競争環境を担保すべく活用すべきだと思いますし、そのための体制として必要なことを検討しておくということは重要だと思っています。

実際に、ではなぜ日本で使われていないか、あるいは世界でどういう状況になっている

かということについて、お示しいただいたデータを見てみると、実際にCVDを使っている国や産業にかなり偏りがあるという印象があります。国で言えばアメリカが発動国の件数として大部分を占めていて、被発動国としては中国、その次にインドという形ですし、製品については鉄鋼が主というか半分を占めているということですので、そうすると一般論としてこのお話をしなければいけないのか、産業特殊的な理由があるのかとか、そもそも必要なのだけれども、手続上何らかの制約があってあまり使われていないという話なのか。鉄鋼分野は多いのかもしれませんが、それ以外の分野ではあまりないということを考えると、必要なケースがそれほどないのか、その辺がこの図表を見る限りどうなのかなという疑問がありましたので、その辺も踏まえて整理していただけると、どういったことを検討していくべきかを考える上で役に立つのではないかと思いました。

今後、もし情報をいただけるのであれば、発動国と被発動国の表で鉄鋼業を除いたときに、どれぐらい国にばらつきがあるのか、また、アメリカ以外でも結構発動されているのか、といった情報もいただけると、もう少し全般的な議論をすべきなのかという判断にも役立つことと思います。

あとは、事前説明のときにも伺いましたが、ヨーロッパが中国のエジプト企業への投資の件でCVD措置を利用しているというのは個人的には非常に驚きました。それが一般的なのかどうかは何とも言えませんが、個人的には、正直、そこまで使って大丈夫なのかなというのは疑問に思いました。

以上です。

○川瀬小委員長 安藤委員、ありがとうございました。最後のEUの事案については、一 応、法学者として言わせていただきますと、WTO協定的には全く駄目だと思っておりま す。

それでは、鍵山委員、よろしくお願いいたします。

○鍵山委員 実は、弊会ではCVD措置というのは検討したことはないのですけれども、 先ほど室長より説明していただいた資料は非常に分かりやすくまとめていただいたので、 いろいろ聞いてみたのですが、化繊業界で見ると、他国、特にアメリカなどですと、昨年 来、中国やインド産のポリエステルの糸でアンチダンピングとCVD措置を併用して黒と なり、結構高い税率を取ったケースがある、ということからも、参考にはしたいという感 覚とともに、今、日本の化繊産業というのは、汎用品からは撤退してニッチ分野に注力し ている企業が多いのです。 今、日本が得意としてどんどん進めようとしている高性能繊維ですとかハイテクのような新素材の分野については、先ほど川瀬先生からもお話があった製造2025ですとか、第14次5か年計画などで中国政府などが国を挙げてサポートする姿勢を示していることですとか、中国はこれまでもハイテク繊維に関しては安値で幅広い普及を目指すという市場拡大のスタンスがあり、今のところ日本のマーケットには入っていないのですが、ASEANなどでは既に普及し始めているということで、業界としてはどんな制度か知りたいという関心はあるかと思います。

ただ、説明にもありましたとおり、補助金について、どういうものがレッドで、どういうものがイエローか、判断が難しいということがあります。ダンピングのケースですと、例えばアメリカやEUが同種の産品に中国のように発動しているという事例があった場合、何となく見通しが出てくるので、CVDについても、他国の事例がどのように参考になるのかなど、例えばアンチダンピングとの併用がいいかとかという話も併せて、いろいろ検討が進めば、業界内でもうまく情報共有できるのではないかと感じた次第であります。以上です。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。それでは、河辺委員、よろしくお願いいたします。

○河辺委員 課題①─1の情報入手困難な点から申し上げますと、輸出国が、法規や決算書などに、不当廉売の要因としての輸出補助金などと明確に示していれば分かりやすいとは思っているのですけれども、一方で補助金関係の情報を入手したり、それを特定したりすることについては難しさがあるのではないかと思っています。その作業は各個社が単独で行うことはとても難しいと言わざるを得ないと考えておりまして、どこかで情報が集約されていると産業界としては使いやすいと考えています。

また、課題①—2のCVD措置による不当廉売の是正に伴う経済効果やそのタイミングについても課題があります。アンチダンピングよりもさらに予想をつけにくいということでして、影響を受けている事業者は、より判断が難しいのではないかと思います。このため、アンチダンピングとの併用を中心に模索していくべきなのかなとも考えております。

課題③につきまして、まずはアウトリーチの活動が求められているのではないかと思っております。特に化学産業界では、製品別の組織運営が多く、横断的な部署は非常に少なくなっております。また、通商担当を置いている企業はほとんどないといっても良いくらいで、特定の企業しか置いていない状況です。

このため、通商関係はたいてい、経営企画部門の人に窓口になっていただいておりまして、アンチダンピングのように物質が特定されていれば、その部署に情報を届けて共有することは難しくないと思われるのですが、補助金など製品別に直結していない領域の内容になりますと、情報共有の仕方がとても難しいと考えております。

以上でございます。

○川瀬小委員長 河辺委員、どうもありがとうございました。

今日は後藤委員が御欠席でいらっしゃいますので、中谷先生、よろしくお願いいたします。

○中谷(和)委員 ありがとうございます。補助金相殺関税措置の活用を政府として推進していくことを支持したいと思います。一般論として、国際法上、正当なツールは、ここぞというときに利用できるように体制を整えておくことは、国家やステークホルダーの利益を保持する上で非常に重要なことであります。

ヒアリングの結果、相手国からの報復の懸念とCVD措置の認知度不足が企業にはあるということですが、相手国からの報復の懸念については、CVDに限らず経済適正措置を発動する場合、一般に言えることであり、懸念を払拭するために十分な説明をするとともに、もし相手方が政府レベルで報復を持ち出してくるような場合には、国際的な協力により首尾よく対応できるようにする必要があるかと思われます。

認知度不足につきましては、自社の利益になると同時に、国際社会における法の支配に も寄与するものであるという意識を持ってもらうことが必要であり、経済団体や関係業界 でのセミナーなどを通じて普及啓発活動を行うことがよいと思われます。

また、2006年に韓国産DRAMに対して発動した先例から得られる教訓も今後の推進に 当たって十分考慮すべきかと思われます。このケースにおいては、調査の申請にやや時間 をかけ過ぎたことや、証拠の収集が困難であったことが課題として挙げられるかと思われ ます。

CVD措置は、タイミングを逸することなく迅速に打っていくこと、十分な証拠を収集できるように一層の工夫をすること、補助金の償却期間を見据えて常に柔軟な対応を取れるようにしておくことが教訓として挙げられるかと思われます。

最後に、我が国における正当なCVDの過少利用とは対照的に、CVD措置の濫用が一部の国家によりなされるおそれがあるので、特に為替操作との関連でこの点をリマインドしておきたいと思います。

米国は、米国独自の基準で特定国を為替操作国だと認定してCVD措置を取ることがあります。米国総務省は、昨年4月からそのような措置を実施するとし、11月にはベトナムに対して、ベトナムが通貨切下げを行ったことが不当な補助金の供与に当たるとして、タイヤの輸入について相殺関税を課す仮決定をしました。為替操作の影響は全てのセクターに及び、特定セクターへの便宜という補助金協定の要件を満たさないため、このような措置はおよそ正当とは言えないと思われます。

ただし、米国はTPPでも日米物品貿易協定でも為替条項の挿入を交渉段階で要求し、 日本は何とかこれを抑えたという経緯があるとされ、日本も米国財務省の四半期ごとの監 視リストには入っているため、油断できない状況が今後も続くと思われますので、ここで リマインドしておきたいと思います。

以上です。

○川瀬小委員長 中谷先生、ありがとうございました。ベトナムの事例は、3月に最終 決定が出ると言われていたものが延びて5月だったと思いますが、最終決定でも為替操作 を踏まえたCVD課税の決定がなされております。

本件に関しましては、私が別途、外部で開催している研究会、服部委員がその研究会に 御出席でいらっしゃいますけれども、その研究会において、近々評釈をして、『国際商事 法務』で取り上げる予定です。この委員会の話とは少々離れますが、その分析結果をまた 御報告をしたいと思っておりますので、その際は御教示をよろしくお願い申し上げます。

それでは、中谷委員、よろしくお願いいたします。

○中谷(淳)委員 我が国におけるCVD措置の活用に向けた課題ということで、まず ①─1として補助金の情報の入手が困難ということが挙げられています。これは日本だけではなくて、米国、EUとかCVD措置を発動している国にとっても同じだと思われます。情報入手が困難という同じ状況の中、発動できているということなので、米国、EUなどがどのように補助金のモニタリングをしているとか、そういったことを調べると、我々の国にとっても参考になるのではないのかと思われます。もしかしたら全世界の様々な製品を幅広く見ているのではなくて、ある程度、特定の国、特定のセクターについて、政府と業界団体が一緒にモニタリングしているというようなやり方を取っているかもしれませんが、そういった発動状況の一番重要な補助金の事例のところをしっかり押さえることが、CVDの活用促進を検討する上で役立つのではないかと思われます。

私からは以上です。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございます。私も少しお手伝いをしているのですけれども、例年、日本の調査当局は、EUやアメリカなど他国の調査当局との間で、調査プラクティスの情報交換や意見交換などを行っております。そういった中で、補助金の情報収集について海外はどんなやり方をしているのかということもぜひ取り上げていただきたいと、今お話を伺っていて思いました。どうもありがとうございます。

それでは、服部委員、よろしくお願いいたします。

○服部委員 服部です。よろしくお願いいたします。

まず、CVD措置の認知度を高めていくということについては、基本的には賛成をしています。というのも、CVD措置やアンチダンピング措置といった区別がないまま、「こういう国家的なサポートがある、そのような相手には到底対抗していけない」といったことをおっしゃっている事業者さんは結構いるのです。

今回、補助金としてこんなものがあり得る、という中で、電力が出ていました。半導体や、そのほか電力を大量に使う産業がありますが、日本の電気料金に比べて、例えば韓国も安いという話も聞いたことがあります。韓国、中国などでは、非常に安くパブリックからの提供があり、あの原価を自分達が実現しようとしてもとても無理である、といったことを言っている業界さんもあることから、もし、そこを公正な競争という観点からしっかりと平準化していける措置としてCVDがあるのであれば、CVD措置を広めていくというのは、国内産業保護というだけでなく、公正な競争という点からもいいのではないかと思っています。

ちなみに、措置の発動に関しては、やはりこのCVD措置についても、企業の申請に基づいて行う、という方法を取られるのでしょうか。それとも、経産省なりが主導するのでしょうか。例えばAD措置については、ある程度の証拠を自分たちでそろえて持っていかないと、そもそも申請できないのではないか、あるいは申請したとしても、このぐらいの資料しかないとどうせ駄目だろうということで躊躇するわけなのですが、先ほどからおっしゃっているように、多分、補助金は本当に情報収集が難しくて、一企業なり複数企業が見つけられるものではない、という意味では、申請のレベルを下げないとなかなか申請は増えないのではないかと思います。

したがって、例えば、自分たちの業界の中では、ある国のこういう企業が補助金を受けており、こういうメリットがあるということは何となく分かっている。それからすると、公平公正な競争にはならず、とてもとても太刀打ちできないので困っている。何とか、C

VDに当てはめることができないのでしょうか、といったレベルの相談であっても、その後、調査を開始するとその中でいろいろな補助金を見つけることもできる、といったメリットもあるのではないかとも思いますので、どの程度まで準備を整えれば申請が受け付けられて、調査開始に至るのかという辺りが明確に見えるように、かつハードルを最初は少し下げておく、といった形の方針なども御検討いただくといいのではないかと思いました。また、先ほど川瀬先生がおっしゃっていた当局間の意見交換に関しまして、私はどちらかというと競争法が主なのですが、やはり各国当局間による意見交換の場があります。例えば、水面下で行われるカルテルの件をどのように見つけていくのか、という調査手法などに関して、意見交換を行う場があります。そういう意味では、CVD措置に関して、AD措置もそうですけれども、やはりこういった当局間での調査手法に関する意見交換の場や、お互いのスキルアップの機会を積極的に活用していただくことも1つの有効な策なのではないかと思っています。

以上です。

○川瀬小委員長 ありがとうございました。多分、服部先生がおっしゃっているのは、ひとつは調査開始のときに必要な補助金に関する情報のレベル感ということと、あともう一つは、その前に産業界が経産省に事前相談に行くときはもっとレベルが低くていいと思うのです。更に、最終的に補助金の存在を認定する上で、補助金の情報のレベルがどのぐらい必要かというのは、もちろん、各国の調査報告書を見たり、あるいはWTOでこのぐらい必要だと言われている判例を見れば一番上のレベルは分かるわけですが、多分これらの3段階ぐらいに分けて、業界の方に分かりやすいようなレベル感を提示するというのは、大変大事ではないかと思いました。

それから、後段の話は恐らく、International Competitions Network、ICNを念頭に置いていらっしゃるのかと思います。ああいうネットワークがあったらいいという話は、実はヒアリングの場でも私もぱっと思いついてお話をしたことがあるのですけれども、当局間、あるいは当局の周辺にいる私たちのような専門家のネットワークが貿易救済に関しても必要ではないか、という点に私も同意いたします。どうもありがとうございました。服部先生、どうぞ。

○服部委員 申し訳ありません。あと、もう一つ、CVD措置による課税の効果が見通 しにくいというような課題が上がっています。米国式で見ると非常に高い効果が得られる らしいのですが、欧州式で見ると、そこそこといった状況がある中、やはり高い効果が得 られればいろいろやりやすいというところもあるのではないかと思うのです。多分、日本は欧州式が前提にあると思うのですけれども、高い効果がなかなか見通せないハードル、ファクツアベイラブルのやり方なのだと思いますが、CVDだけではなく全てにかかってくると思うので、そこの手法をどのように考えていくか、というところも関係してくるのではないかと思いました。

以上です。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。

藤岡様、よろしくお願いいたします。

○藤岡委員 藤岡でございます。よろしくお願いいたします。 3 点ほどコメントを申し上げたいと思います。

第1点は、今回、当小委員会が昨年のアンチダンピング措置に引き続いて、補助金相殺 関税措置の活用について検討し、今後の方向について議論をおまとめになるのは、大変時 宜を得たものだと思っております。

冒頭、飯田局長が言われましたとおり、現下のバイデン政権の誕生、あるいは中国の台頭をはじめとした国際情勢、あるいは経済情勢等を考えた場合に、中谷先生が明らかに過少利用ではないかという言葉を使っておられましたけれども、わが国では、国際的に認められたルールである特殊関税措置があまり使われておりません。本日の資料にもございましたが、このことは明らかだと思っております。

しかし、そこの理由が那辺にあるのか。とりわけ昨年のAD措置に引き続き、今回、補助金相殺関税措置について、当小委員会が川瀬先生のリーダーシップのもと、実務に密着して、どこに現実に利用されていない理由があるのか見極めていくという役に立つアプローチを取っておられることは極めて有益なものでございますので、今回の問題設定に、私は全面的に賛意を持つものでございます。ぜひ御検討を進めていただきたいと思っています。これが第1点でございます。

第2点は、特殊関税措置の基本的な理念の話でございます。先ほど服部先生からも公正 競争という言葉がございました。やはりキーワードは公平な競争、公正な競争ということ であると思っております。

上位委員会である分科会の24日の資料を、本日の資料で引用しておられますけれども、 まさにそこのところに強調されているとおり、国際貿易において、公平な競争条件の毀損 をいかに排除していくかが根本でございます。 これはイロハのイのようなことで、諸先生方、よくよく御承知のことでございますけれども、現行のWTOの特殊関税措置のルールは1947年のGATT第6条に由来するものでございます。それをそのまま受け継いだ。これは戦後、経済体制を構築するブレトンウッズ体制の議論の中で、ハバナ憲章という国際貿易機関を設立する協定の議論にも実は入っていた。それをそのまま受け継いで、ハバナ憲章というと、競争法の先生方は直ちに思いつくように、アメリカの19世紀以来の反トラスト法、シャーマン法の理念を国際貿易に生かしていくといった中で、全部できなかったのですけれども、この部分については、1947年のGATTの中で実現していったということです。当然ですけれども、各国が自国の経済政策の一環として産業を維持していくのは各国政府の使命でございますが、それを公正な競争を維持する中で発揮していくのが本措置の理念である。これは極めて競争政策と親和性があるものでございます。まさにこれはアメリカの反トラスト法の理念の嫡子であるという歴史的な経緯を持っているということでございます。

そういった中で、昨年、大変にいい報告をまとめていただいておりますけれども、率直に言って、本小委員会でのご議論ではなく、前段階で行われた研究会でのご議論の中で、本小委員会のメンバー外の先生でいらっしゃいますが、何か汚らわしいことに業界団体が手を染めるのではないかというような懸念を示されている方がおられた。AD措置であれ、今回の相殺関税措置であれ、自由で公正な競争の確保を理念とする国際条約に基づく措置であり、仮に、本質的に、自由で公正な競争の理念に反するものを内在しているのではないかといった感覚がもしあるとすれば、全くそうではない。ただし、当然ながら、条約に基づかない行動で競争法や独禁法に抵触できませんし、あってはならないことですが、ぜひ本来、この特殊関税措置は自由で公正な競争が基本的な理念であるということを強調しておきたいと思っております。

3点目のコメントは、業界団体の重要な役割ということでございます。今日、多くの業界団体、あるいは諸先生がおられますので、繰り返しませんけれども、御承知のとおり、現在は補助金について、SCM協定という言葉で補助金及び相殺関税に関する協定になっておりますが、これは東京ラウンド、あるいはウルグアイラウンドを通じて培ってきたのですが、さっき言った理念を持つ1947年GATTの6条に基づく措置でございます。

そういった、現在、国際的なスタンダードであるWTOの補助金及び相殺措置に関する協定の中で、「利害関係を有する者」として、輸入加盟国における同種の産品の生産者の業界団体ということがはっきり書かれております。どの国であっても、アメリカでもEU

でも日本でも業界団体が関与するということ自身は、根本的に国際的な競争規約であるG ATTの基本的な規定に基づくものであるということで、かりそめにも、国際協定が求めるものを超え、独禁法違反になるような行為

はやってはいけませんけれども、国際協定、また、それに基づく国内法令に基づく措置として、適切に業界団体の方々には誇りを持って、自信を持ってやっていただきたい。また、経済産業省当局においては、貿易局もそうでございますし、各原局もそうでございますが、ぜひ今日も各団体の代表者、委員からもお話があったように、いろいろ分かりにくいこともあるでしょうからお問合せに対して親切にお答えし、あるいは情報の積極的な提供、特に相殺関税はあまり情報提供がなかったという感覚をお持ちの方もおられるようですので、ぜひ広く情報の提供を進めていき、業界団体との適正な関係の中で本措置進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○川瀬小委員長 制度の起源から様々な御説明をいただきまして、どうもありがとうご ざいました。

また、最初に、この調査について非常にお褒めの言葉をいただきました。御期待に沿えるよう取りまとめを頑張りたいと思いますので、引き続き、御支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、三石委員、よろしくお願いいたします。

○三石委員 宮城大学の三石です。皆さんのお話を伺っていて、大きな論点はすべて網羅されてきていると思いますが、今まで出ていなかったところで、1つ追加したいと思います。

様々な課題があって、これについて鋭い御指摘をいただいているのですが、これを実際に実行するときに実務の当事者がどのくらいいるかということを、私、AD措置のとき、2年ほど前に一度、御質問して愕然としたことがありました。それは例えば、経済産業省の担当者でも十数人しかいないということです。今日の資料の表をざっと見てみると、この体制のままで本当に大丈夫なのかという形になります。例えば、人口比で見た場合、オーストラリアと日本は5倍の差があります。それにもかかわらず、これだけの申請をしているということは、恐らく100人近いスタッフがいるでしょう。当時のAD措置のときも、アメリカでは桁が1つどころか2つぐらい違うのではないかというぐらいの体制でやられているということでした。

国際貿易だとか通商が日本経済の中でどれだけ重要かといえば、明らかに重要です。さらに自由貿易も大事だとなれば、経済産業省自体もリソースアロケーション、簡単に言えばマンパワーをこの分野にどれだけかけることができるのかということは実は非常に大事であり、いかにいろいろな指摘をされても、5人や10人でどこまで実施できるのかという問題に必ず突き当たると思うのです。

したがって、この小委員会の本当の上部構造が産業構造審議会なのであれば、行政官の構造が今の体制にとってこれで本当によいのかどうか、その辺のことを一度しっかりと考える必要があります。アメリカの173件がよいかどうかは別にして、単純に考えれば人口比3倍であるにもかかわらず、これだけできるということは、プロの行政官と貿易のスタッフと様々な人を巻き込んで仕上げてきていると思います。手続は、基本的にはドキュメンテーションです。せっかくのCVD措置ですので、資料、証拠を集めて、このプロセスをいかに効率的に回すかという視点から、もう一度、行政官の配置について、どういう体制であればうまく回せるのかというところをぜひ再考していただきたいと思います。今のままでは、恐らく先生方の様々な知見でいろいろな課題が出ても、結局、担当者が疲弊するだけで発動件数はなかなか増えないと思います。ですから、これを実務に結びつけるためには、それなりの体制も一緒に備えていくということが大事ではないかと思います。

私からは以上です。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございます。私もやはり発動を増やしていくために は調査体制の整備をしっかり行うことが必要だと思います。特にマンパワーの話は常々、 諸外国との比較で感じていることでございます。ぜひ飯田局長以下、経済産業省の上層部 のほうで御検討いただきたいと切に願っております。

それでは、宮崎委員、よろしくお願いいたします。

○宮崎委員 川瀬先生、どうもありがとうございます。三輪田室長にはCVDの活用促進に向けた検討状況の御説明と、その前段としてWTOルールに基づく自由貿易体制に関する御説明もいただきましてどうもありがとうございました。

WTOルールに基づく自由貿易体制という、成長と繁栄のメカニズムを維持することに関して、日本鉄鋼業界はかねてより賛成しており、現時点で停滞しているルール形成機能を向上させること、および上級委員会の一刻も早い機能回復を希望していることを、コメントの1点目とさせていただきます。

次にWTOルールにおいて認められている貿易救済措置、すなわちアンチダンピング、

補助金相殺関税、セーフガードについて、これも先ほど御説明がありましたが、自国優先主義や保護主義的な考えに基づき、WTO要件を満たさない貿易救済措置の発動は、措置の濫用として非難されるべきですが、一方でWTO要件を満たす限りにおいて発動することには問題ないと考えています。このような中、川瀬先生のリーダーシップの下で、CVD活用に向けて、有識者や産業界等へのヒアリング、意見交換などを進めていただき、深く感謝いたします。

また、産業界へのヒアリングの中で、鉄鋼業界にもお声がけいただいているということ で重ねて御礼を申し上げる次第です。

日本の鉄鋼業に関して、私はもう引退した身でありますが、簡単に御説明しますと、年間の世界向け輸出が約3,000万トンを超える一方で、鋼材の輸入は500万トン程度であり、輸出より輸入がはるかに少ない状況です。また、輸入相手国は韓国、中国、台湾の3か国がほとんどである一方、輸出もこの3か国向けにかなりの数量を出していることから、課題の②に記載いただいているとおり、この点はCVDだけではなく、先ほど中谷先生からもお話がありましたように、ADでも全く同じことですが、相手国から報復的な動きの懸念が常にあると言わざるを得ません。

例えば、米国のように中国、韓国、日本などからの鉄鋼輸入が多い一方、自国からの鉄鋼輸出がほとんどない場合には、AD、セーフガード、CVDを頻繁に使うことができるのに対し、現在の日本鉄鋼業は状況を異にしていることを御理解いただけると大変ありがたいと思います。

ただし、中長期的な観点からは日本の鉄鋼輸出が今後どのようになるかが不透明であり、 一方で日本の鉄鋼マーケットを日本鉄鋼業自身が競争力を高めて守ることは引き続き必須 です。したがって、そのための強力な武器であるADとCVDの研究を鉄鋼業界としても 引き続き一生懸命やるべきであり、政府もCVDに関して継続的にご検討いただけると大 変ありがたいと思います。

私からは以上です。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。それでは、次は宮本委員、よろしくお願いいたします。

○宮本委員 岩城の後任の宮本と申します。

今日は質問1つとコメント2つということで、まず質問に関しては、私は、直近でこの 4月まで4年間、カナダに駐在していたので関心があるのですが、今回のCVDについて、 カナダの発動件数が36件ということですが、資料にある米国とEU以外に、カナダの発動 案件はどういう形になっているのか参考にしたい、というのが1点です。

コメントとしては、今回のCVDというのは相手国からの報復懸念については慎重を期する必要はあるのでしょうけれども、米国、EU、カナダ、日本といった価値観を共有する国々が貿易救済の戦略ツールの1つとしてCVDを使っておりますし、今回の三輪田室長の資料でも自由貿易体制のアップグレードを支える経済秩序の形成ということであり、私自身は非常に意義深いと感じています。

やはり民間としては、WTOベースの自由で公正な貿易というのは皆さん外せないという立ち位置だと了解しています。WTO自体が紛争解決機能などの問題点を抱えているという認識は持っているのですけれども、ここは日本政府というか、経産省の方々を含めて、ぜひイニシアチブを取って改善の方向に持っていっていただけたらありがたいと思います。

2点目は、今回、COVID-19ということで事業環境が非常に捉えづらくなり、消費者、業界団体も既存ビジネスの陳腐化が進んでいるという中、やはり経済安全保障の観点からサプライチェーンの強靱化が必要だと考えます。今回、CVDのお話を聞いて、日本の製造業を復活させるという切り口から、こういった貿易救済措置を我々のウェポンの1つとして持っておく必要があるのではないかと感じました。

日本は、DXを含めて周回遅れのようなことが言われていますけれども、新聞報道等を見ると、例えば5Gで目視検査を自動化するだとか、遠隔で品質管理をしていくだとか、DXやAIを使った工場のスマート化というのは今後急速に進んでくると思うのです。そうすると、現時点ではGDP比率だとか雇用者数といった日本の製造業の総体的なポジションは落ちているのかもしれませんが、ここはやはり日本の製造業復活という観点からも、こういった措置、日本が勝つためのルールづくりといっては語弊があるのかもしれないのですが、日本の強みを生かしていく、バリューチェーンの中でつくり込んでいく、ということが必要かと思います。

先月、産構審の新たな産業政策を少し拝聴させていただきましたが、その中で稼ぐ力というのが大事ですよということでした。あとは、官庁にしては珍しいのではということと新鮮な響きを感じたのは、フェイルファーストです。したがいまして、フェイルファーストで官民連携をぜひ今後ともリードしていただいて、世界の仲間をどんどん増やして、公平な競争条件を担保していただく方向で引き続きぜひ御尽力いただきたいというか、民間も頑張らないといけないと思うのですけれども、官のほうにもリードしていただきたいと

思っています。

私からは以上です。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。カナダの発動状況に関しては、私も数字は把握しておりませんが、伝統的にいうとカナダはかなりヘビーユーザーでCVDもADも発動件数は多いのですが、以前、ADに関して何件か、先ほど言及いたしました服部委員とご一緒している研究会のほうで何件かレビューした感想で申し上げると、カナダは、当局の体制はちゃんとできているにもかかわらず、調査報告書がすごく雑だったということは大変な驚きでした。

○宮本委員 カナダらしいと思います。

○川瀬小委員長

あともう一つ、カナダに関して私が承知していることを申し上げますと、措置を打っている割にはWTOで訴えられているケースが極めて少ないのです。パネル報告に至ったのはADが1件だけで、CVDは1つもなかったと思います。しかも、それも台湾から訴えられて、パネル止まりで上訴されないADの案件が1件だけだったと思います。恐らくカナダの市場があまり大きくないので、そういうことになるのではないかと思いますけれども、発動件数が多い割には、活動報告書がいま一つであるということと、WTOにおいて発動件数が多い割にはそれほどカナダの措置が問題になることはないと思われます。

カナダは御承知のとおり、アメリカから打たれる針葉樹材の相殺関税のほうがはるかに問題で、それはWTOでも何回も何回も争われているのですけれども、発動側のプレーヤーとしてのカナダは、あまり目立たないというのが、私が知り得る限りの印象でございます。もし当局のほうで、後で何かございましたら補足をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次は唯根委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○唯根委員 ありがとうございます。唯根です。

私は、先生方、プロの皆様の御意見にうなずくばかりで、こういう措置制度があること 自体を今回初めて知ったような立場ですので、本当に感想としか言いようがありませんが、 今日の資料を拝見していて、ほかの委員の先生方からも御意見が出ていたとは思うのです が、CVD措置に対して、積極的な国と消極的な国の特徴が、どんなところにあるのか、 何かあるのかなというのをもう少し具体的に知りたいと思いました。

また、CVDをやると報復的な懸念があるという課題がありましたが、これは国民性か

もしれませんが、日本人は意外と消極的になりやすいのだと思います。まして消費者は、今までこういう貿易措置に関しては受け身であって、ニュースでこういうアンチダンピングの発動がされましたといった、結果しか知らされておらず、それが私たちの消費生活の中でどのように生かされていくかというようなところまでは知らされません。だから認知度不足なのか、情報の取り方が分からないのか、知らされていないのか、知り得ないのか、関心がないのだと思います。こういう制度を使って公平公正な競争により日本の産業を守っていく、国内産業を発展させていく上で、私たち消費者も担い手であるという参加意識が育つことが大切だと思います。また、AIを使ってモニタリングなどを行うのであれば、情報源として各国にいる一般の日本人の方たちからの情報も認知度や理解度が高まれば参考になるのではないかという印象を持ちました。ツールとしてCVDがあるのだという認知を、産業界だけでなく消費者にもっと積極的に広げていただくだけでも国家間の競争力は違ってくるのではないかと感じました。

以上です。

- ○川瀬小委員長 どうもありがとうございます。それでは、渡井委員、よろしくお願いいたします。
- ○渡井委員 渡井でございます。

私も本日の御説明をお伺いしまして、公正な競争環境を整えるためには、相殺関税措置の活用が必要であるものと考えております。私は大学では行政法を担当しておりまして、全くの門外漢ですので、相殺措置協定や国内法の条文を眺めた上での感想を簡単に申し上げることにいたします。

まず、一般論でございますけれども、今のお話にございました、国によって運用状況がかなり異なっているという背景には、歴史的な経緯のほかにも、相殺措置協定が様々に解釈できる余地を残していることがあるのではないかと思われます。日本はこれまで慎重であっただけに、今後、活用を進めるに当たっては、今の関税定率法やガイドラインが十分なものと考えてよいのかどうかということが若干気になっております。余計なことかもしれませんが、協定の下で柔軟に裁量権を行使してきた国々の状況も踏まえまして、日本の法制度の見直しについても検討する余地があるのかもしれないという気がいたします。

例えば、課題①—1とも関連するのですけれども、情報入手が困難というのは、申請後の調査の段階でも問題になるのではないかと思います。その調査の過程で新たに別の補助金の存在が分かったというようなケースもあり得るかと思いますが、それが関税定率法の

下で十分にカバーできているのかどうかが多少気になりました。

課題①一2につきましては、関税率の上で限界があるわけですけれども、効果のあるな しというのは、措置の終了のタイミングとも関わるように思われました。その点で終了時 の調査の在り方が重要ではないかという気がいたします。

課題②の報復の懸念は既に御議論にあったとおりですけれども、日本はルールにのっとった運用をしているのであって、制度を濫用しているのではないという説明をしていくことに尽きるのではないかと思います。

課題③の手続面での困難も御議論のとおりですが、国内産業による調査開始申請が必要ということは、アンチダンピングと同じ状況になりますので、産業界の皆様に制度を活用するという意識をお持ちいただけるように働きかけるということも必要ですし、申請に向けての証拠集めなどはかなりの負担になることも予想されますので、今日拝見していた資料にもあったように、日頃からの官民連携を考えていく必要があるのではないかという印象を持ちました。

以上でございます。ありがとうございました。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございます。

それでは、最後になりました。和田委員、大変お待たせしました。よろしくお願いいた します。

○和田委員 ありがとうございます。

皆さんから御指摘いただいたことと重なってしまうところもあると思いますが、、経団連として思っているところを紹介させていただきます。今回、CVDについて各種業界団体の方をはじめ専門家の方から丁寧にヒアリングをしていただいた上で、ここに整理されているような課題については、経団連の会員企業の方からも同様の御意見を承っております。

特に補助金についての情報収集が難しいということについては、そもそもCVDを使いたくても使えない状況であるということになりますので、ぜひこの点は改善していただきたいと思います。補助金の出し手が中央政府であったり、地方政府であったり、場合によっては国有企業などを経由していたりと、実態が見えにくく、また、補助金の出し方も、実際に現金を出すだけではなくて、低利融資の形であったり、土地を安く貸したり、といった様々な形があるので、特に一企業の立場としては、補助金に関する情報がなかなか把握しづらい状況があります。

少なくとも調査開始に足るレベルで、一旦、企業から申請された後は、本格的に政府の ほうで対応していただけるかと思いますが、どの程度の情報を集めれば調査開始していた だけるのかということについて、今後、政府にサポートしていただけるとありがたいと思 っています。

そもそもWTOの補助金協定に基づく通報制度が十分に活用されていない中で、補助金に関する監視のメカニズムが十分に働いていないということも問題の根底にあるかと思いますので、今後、WTOの機能強化、WTO改革の議論の中で、補助金に関する監視メカニズムについてもぜひ議論を深めていただけたらと思います。

あわせて、CVD以前の、そもそもの補助金の問題ではありますけれども、G7でもWTOで補助金の規律強化についての議論のモメンタムが少しずつ高まってきているところもでございますので、SOEの問題も含めて、補助金についての規律強化の在り方について、ぜひ議論を進めていただきたいと考えております。

ただ、一方で、先ほど宮本委員からもサプライチェーンの強化に絡めた各国の産業政策的な動きについて言及がありましたけれども、政府による特定産業への支援が、場合によってはCVDの対象になってしまわないのかという懸念もあります。今、欧米諸国が非常に力を入れていて、日本も経産省さんをはじめとしてやっていただいていることは、経済安全保障の観点からは歓迎すべき流れなのだろうと思いつつ、一方で、ほかの国からCVDを発動されてしまう可能性があるのかないのかという目線も、どこかで持っていなければいけないと思っています。

また、CVDについて、これまで日本国内で提訴が少なかったということは、逆に言うと日本国内にCVDについて実務ノウハウが積み上がっていないということでございますし、その点は企業の法務の方も同様でございます。つきましては、ほかの国で積極的に使われているCVDの事例などもぜひ御紹介いただいて、例えばどうやって情報収集しているのかといったノウハウなども情報提供いただけると、国内での利用促進につながると思います。制度のために使うということではなくて、本当に使いたい方が使える状況をつくっていただくためには、ノウハウの提供なども必要かと思います。その観点で、もし経団連において、幅広い会員企業の皆様に対する情報提供の機会が必要であれば、ぜひ積極的に御協力したいと考えておりますので、引き続き官民でよく連携してCVDの問題について取り組んでいけるように対応させていただきたいと思います。

コメントですが、以上でございます。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。

確かに私もそこは少々気になっていて、経済安保の中で、最近、甘利議員や安倍元首相などを中心に半導体議連ができたという話がありますけれども、いわゆる経済安全保障の文脈の中では、安全保障上、重要な産業の国家による支援、育成ということがむしろ望ましい反面、公正競争を確保するということからすると、そういうところに日本もCVDを打たれるかもしれませんし、いずれの国もそうしたリスクを抱えているわけです。私は、最近ずつ安全保障例外の話を研究しておりますけれども、そういう経済安全保障上の要請と公正競争のバランスをどこで取るかという点に関しては、日本をはじめ各国とも非常に難しいかじ取りを求められるであろうと思っております。安全保障という言葉がずっと膨らんでしまっている中で、どこまでが許されて、どこから先が許されないのか、そこは、やはり自由貿易のもとで、公平公正な競争が保証される範囲内でなければいけないのではないかと思いますが、その線引きは我々研究者もずっとこの数年、頭を悩ませているところでございます。引き続き、実務的な観点から、経産省でもそういうことをきちんと議論していただきたいと思います。和田さん、何かございますか。どうぞ。

○和田委員 1点、申し上げ忘れました。経済安全保障例外の話もそうなのですが、国としていろいろ対策を講じている中で、先ほどお話があったように、企業としては報復のリスクも非常に気になるところです。ADやCVDを打ったからといって、報復もADやCVDで返されるとは限らず、江戸の敵を長崎で・・・というように、本当に全く別の関係ないところで、例えば許認可をはじめ様々な面で報復されることもあります。従いまして、そうした報復の懸念を払拭するために、やはり政府間で目頃から緊密なやり取りを行うことにより、そういう問題について、相手国との間で対話のチャンネルをしっかりと維持していただくということは、前提として必要になってくるかと思います。その点、よろしくお願いいたします。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。

これで御意見が一巡しましたけれども、経済産業省の受け止めとしてはいかがですか。 非常に多様なご意見をいただいたので、最終取りまとめに向けて承りましたということし かこの場ではないかと思いますが、特に今、何かリアクション、コメントしておくことが ございましたら、三輪田室長、よろしくお願いします。

○三輪田特殊関税等調査室長 皆様、大変貴重な御意見をありがとうございました。全体まとめてという形になってしまうのですけれども、当局としていただいたコメントを踏

まえてお答えさせていただきます。

最初に安藤委員から御指摘いただいた、大前提として重大な損害が認められる場合ということは、本当におっしゃるとおり大前提とすべきことだと思っております。その上で公正な競争、環境を維持するということを第一として、その中で本当に必要な案件があれば対応できるように準備をしていくということだと考えております。

安藤委員からも御指摘がありましたように、CVD措置の発動対象が鉄鋼やアルミといった産業に非常に偏っているというところもございます。この点は、最後に和田委員からコメントをいただきました日本もCVDを打たれないかという御懸念とも関係してくるとは思うのですけれども、例えばOECDなどで、補助金がどういった分野に出ているのかを分析したレポートなども公表しておりまして、そういうところにも鉄鋼やアルミ、あとは先ほどもありました半導体の分野に対する補助金がパイ的に非常に多い、といった分析がみられます。詳細に全部確認したわけではないのですけれども、それとしっかり連動した形で措置が発動されているのではないか、という印象がございます。

そのほか皆様からいただきました御意見には、やはり補助金の情報収集がしにくいということと、そういったことによりCVD措置の発動に向けてバランスが取りにくいといったことがございました。そうした点については、やはり当局としてアメリカ、EUなどと引き続き情報を積極的に交換するとともに、当局間における従来からの情報共有の場を、補助金の情報収集のためにより一層強化すること、たとえば、どこまでできるか分かりませんけれども、補助金情報自体を共有するといったことも一案ではないかと考えております。このように、当局同士の緊密なコミュニケーションを通じて情報収集を行い、それを官民でしっかり共有していくことが大事ではないかと思っております。

先ほど和田委員からもございましたけれども、業界団体の皆様に当局から情報提供させていただけるような場をぜひ構築させていただきたいと思っております。

なお、宮本委員から御質問いただきました「カナダの発動案件はどういったものがあるのか」という点について、簡単にお答えいたしますと、今ざっと確認しましたところ、主に鉄やアルミの分野において中国に対してCVDを発動しているようです。また、PV、太陽光発電に対する発動事例もあるようです。

こちらからは以上になります。ありがとうございました。

○川瀬小委員長 三輪田室長、ありがとうございました。ちなみにPVは多分それほどマイナーではないと思います。EUやアメリカにおいても、しばらく前から中国のPVは

CVD、AD、セーフガードにおいて随分問題になっています。

さらにもう一つ申し上げると、日本は、カナダに対して、オンタリオの電力固定価格買取制度について紛争解決手続を提起していますけれども、カナダはオンタリオが補助金を出して随分力を入れております。これはPVだけではなくて、風力発電などのいわゆる再生可能エネルギー発電機材の産業を保護しようということではないかと思いながら、今伺っておりました。1点気づきましたので、そこだけコメントさせていただきます。

なお、特に安藤委員に1つお伝えしておきたいのですが、私が最初に申し上げたことに 関しまして、私は保護主義者ではありませんので、そこだけはよく御理解をいただきたい と思います。国際経済学の先生方のお考えはよく承知はしておりますし、私も、保護主義 になってはいけないということは大前提としてシェアいたします。

- ○安藤委員 承知しておりますので大丈夫です。一応、立場上、申し上げた次第です。 ありがとうございます。
- ○川瀬小委員長 本日は、大変に闊達な御議論をいただきましてありがとうございま した。

今後の進め方でございますけれども、資料3の最後に今後のヒアリングの取りまとめの スケジュールがございます。委員の皆様方には、今後、事務局において、本日の議論を踏 まえた方向性を整理してお示しし、その上で8月下旬に再度、この小委員会を開かせてい ただいて、小委員会全体としての提言をとりまとめ、公表したいと考えております。

8月下旬の次回小委員会までの進め方に関しまして、御異議はございませんでしょうか。 ——ありがとうございます。それでは、この方向で進めさせていただきたいと思います。

最後に事務局を代表いたしまして、風木貿易管理部長、どうぞひと言よろしくお願いい たします。

○風木貿易管理部長 川瀬委員長、どうもありがとうございます。今日は2時間にわたり、各委員の方々より大変に貴重なコメントをいただきまして、事務局としても大変感謝しております。

お時間の都合もありますけれども、3つほど申し上げます。

まず第1に、今日は、貿易救済措置の活用、それから経済安全保障に関する様々のコメントをいただきまして、貿易管理部としても非常にありがたいお話でした。米国のサプライチェーン強靱化の動きに合わせて、我々としてもプロテクションとプロモーションの両方にしっかり取り組んでいくという方針で進めております。ルール執行面でもアメリカ

が trade strike forceを立ち上げ、EUもopen strategic autonomyで種々の施策を打ち出しておりますし、一方で、中国も各種の対抗措置を講じております。こうした中、日本といたしましても戦略的に進める必要があるということで、このヒアリングを川瀬委員長に引っ張っていただきました。かつ、今日は委員の方々から非常に多彩な御意見を頂戴いたしまして、我々事務局にとっても大きな力になりました。また、三石先生より、日本も当局の体制をしっかり強化すべきである、というお話をいただきまして、貿易管理部としても勇気づけられましたので、頑張ってまいりたいと思っております。これが1点目です。

2点目は、中谷委員や藤岡委員、和田委員からもご意見をいただきましたけれども、産 構審で企画立案的なところが最近非常に進んでおりまして、大変に感謝いたしております。 昨年のアンチダンピング措置の共同申請に関するプロジェクトに続きまして、今回もさら にCVDの活用ということで、政策面においても一層進展しておりますので、これをぜひ 我々としても活かしていきたいと思っております。

3点目は、まさにこれからも今日いただいたとおりの段取りで進めるということになったわけですけれども、研究、分析をしっかり続けていきたいと思っております。安藤委員から分析のオファーがありましたし、鍵山委員からはAD、CVDの併用について、また、河辺委員、服部委員、中谷委員、和田委員ほかの方々からは、事前相談のレベルをどのように上げていくかについて、また、報復に関しましても渡井委員や中谷委員、宮崎委員、唯根委員より非常に貴重なお言葉をいただきました。ここでは、economic state craftで言われている制裁の論点も相当にございますので、どういう形でバランスよく進めていくかということで、一層の研究、分析が必要かと思いますし、我々の取組についての認知度を上げていく必要があると思います。

更に、執行だけでなくてルールメイキング分野との連携をしっかり進めていきたいと思います。今日も様々な課題を頂戴しましたので、この段取りを踏まえつつ、秋以降も、我々事務局としてしっかり取り組んでまいりたいと意を強くいたしました。今後ともぜひ、皆様方の一層の御高見を承りたいと思っております。今日は本当にどうもありがとうございました。

○川瀬小委員長 風木部長、ありがとうございました。審議会の雰囲気というのは、各 審議会毎に大分違うのですけれども、この委員会は、いろいろな有識者の方が集まって建 設的に、非常にアカデミックかつ実務的なやり取りが行われるという、審議会の在り方と しては極めて理想的な会合であり、大変に爽やかでいいなといつも思っておりまして、特に今日はそういう印象が非常に強くいたしました。委員会の長として取り進める立場から、 委員の先生方に本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了ということになります。本日の小委員会の議事録に関しま しては、作成次第、皆様方にご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願 いたします。

- 三輪田室長、事務局としては、以上で閉会としてよろしいですか。
- ○三輪田特殊関税等調査室長 次回の開催について一言だけ。
- ○川瀬小委員長 お願いいたします。
- ○三輪田特殊関税等調査室長 次回の小委員会に関しましては、現在、委員の皆様に日 程調整をお願いしていただいていると思います。8月下旬に開催を予定しておりますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

開催方法に関しましては、今回同様、オンラインを予定しておりますので、次回もまた よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございます。

それでは、5分ほど延びましたが、本日の委員会はこれにて散会とさせていただきます。 委員の先生方、事務局、オブザーバーの皆様、どうもありがとうございました。また2か 月弱の後にお目にかかれることを楽しみにしております。それでは失礼いたします。

——了——